

対馬市CATV施設指定管理者募集要項

対馬市は、地方自治法（昭和20年法律第67号）第244条の2第3項及び対馬市情報センター条例（平成20年対馬市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、対馬市情報センター（以下「施設」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1. 施設の設置目的及び概要

（1）施設の目的

対馬市内の情報通信格差の是正と地上波デジタル放送への移行に対応するため、市内全域を網羅する光ネットワークを整備。その後、通信基盤の民間移行を経て、現在は、地上波放送の安定供給と行政情報の迅速な伝達を目的とした「地域密着型の放送拠点」として、市民の利便性向上と安全・安心の確保を担う。

（2）施設の概要

- ①名 称：対馬市CATV施設
- ②所 在 地：対馬市美津島町雞知甲550番地2（センター）
- ③敷地面積：840.43㎡の一部
- ④構 造：鉄筋コンクリート造 2階
- ⑤規 模：延床面積439㎡

（3）施設の構成

本館（約439㎡）

- 1階：事務室、会議室、サーバー室、エントランスホール、給湯室、トイレなど
- 2階：スタジオ、調整室、倉庫、エントランスホール、トイレなど

別棟（約16㎡）

屋外：非常用発電機、配電盤など

※その他の詳細は、別に定める「対馬市CATV指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

（3）加入状況の推移

（単位：世帯）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般世帯	11,859	11,726	11,563	11,386
専用事業所	917	953	993	1,009
インターネット	5,738	5,852	5,883	4,214

各年度3月31日現在

2. 申請者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、対馬市内に事務所又は事業所を置き下記の資格を満たしている法人等とします。

団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人で応募することはできません。

また、意思決定等の機能を有する本社等を対馬市内に置く他の法人等とコンソーシアム(連合体)を組織して応募することも可能ですが、代表法人等を定めること及び構成法人等の全てが下記の資格を満たしていることが必要です。また、重複して応募することはできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。
- (4) 対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に該当しない法人等であること。
- (5) 市税を滞納していない法人等であること。
- (6) 社団法人日本CATV技術協会が証するCATV総合管理技術者の資格を有していること。
- (7) 第三級陸上特殊無線技士の資格を有していること。
- (8) (一社)日本ケーブルテレビ連盟の会員であること。

3. 管理業務の範囲及び具体的内容

- (1) 農業、林業、水産業、商工業及び観光業等の振興を図るために必要な各種情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) テレビ放送の再送信に関する業務
- (4) 公共の業務及び広報の伝達に関する業務
- (5) 行政放送番組などの自主放送番組の制作に関する業務
- (6) 非常災害及び緊急事項に関する情報の提供及び連絡に関する業務
- (7) 利用料の徴収に関する業務
- (8) 文字放送に関する業務
- (9) データ放送に関する業務
- (10) その他市長が必要と認めた情報の伝達及び提供

4. 選定の基準（対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条）

- （1）利用者の平等な利用の確保及びサービス向上が図られるものであること。
- （2）公の施設の効用を最大限に発揮し、その管理の効率化が図られるものであること。
- （3）公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。
- （4）その他市長が別に定める事項

5. 管理の基準

対馬市情報センター条例による。

6. 利用料金に関する事項

- （1）利用料金は指定管理者の収入とします。
- （2）利用料金の額は、条例で定める利用料金を上限とし、市の承認を受けて定めるものとします。
- （3）利用料金の収入年度は、施設等の利用日に属する年度とします。

区 分	利 用 料	備 考
基本利用料（一般）	1, 0 4 7 円	一ヶ月当たり
基本利用料（専用事業所）	2, 0 9 5 円	
その他の利用料	市長と協議のうえ定める	

7. 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

8. 申請受付期間

- （1）受付期間：令和8年10月13日（火）から令和8年11月24日（火）まで
（土・日・祝日を除く）
- （2）受付時間：8時45分から17時30分まで
（12時00分から13時00分を除く）

9. 申請書の提出方法

- （1）提出場所：対馬市総務部財産管理運用課
対馬市厳原町国分1441番地
TEL 0920-53-6204
- （2）提出方法：提出書類は必ず持参してください。
郵送等による申請書の提出は受け付けません。

10. その他

- （1）社会情勢の変動により収支の実績が計画と比較して増減が顕著な場合は指定管理料の返還も含め双方協議のうえ、指定管理料を増減する場合があります。

応募要領

(1) 申請書類

指定管理者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて提出して下さい。

①申請資格を有していることを証する書類

- ア 団体の概要（市が指定する様式による）
- イ 役員名簿（市が指定する様式による）
- ウ 定款、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人格を有するものは、法人登記簿謄本（写しで可）

②事業計画書（市が指定する様式による）

③収支計画書（市が指定する様式による）

※社会情勢の変動により収支の実績が計画と比較して増減が顕著な場合は指定管理料の返還も含め双方協議のうえ、指定管理料を増減する場合があります。

④該当団体の経営状況を説明する書類

- ア 損益計算書、貸借対照表など（直近3か年度分）
 - ・新たに設立する団体又は設立初年度の団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類をもってこれらの書類の提出に代えることができる。
 - ・設立2年度の団体にあつては、直近1か年度分の書類を提出すること。
 - ・設立3年度の団体にあつては、直近2か年度分の書類を提出すること。

⑤その他市長が別に定める書類

- ア 人員配置計画表（市が指定する様式による）
- イ 法人（団体の場合は代表者）に係る市税について、滞納が無い事を証明する書類

(2) 申請書はA4版を基本とします。

(3) 提出部数は、正本1部と写し10部とします。

(4) 提出方法は持参とし、郵便等による提出は受け付けません。

(5) 現地説明会の開催

①日時：別途通知

②参集場所：対馬市美津島町雞知甲550番地2（センター）

③参加希望者：現地説明会への参加希望者は、前日までに法人その他団体の名称及び代表者氏名をあらかじめ連絡すること。

④連絡先：対馬市総務部財産管理運用課

対馬市厳原町国分1441番地

TEL 0920-53-6204

⑤その他：指定管理に伴う施設の詳細資料については現地説明会の際に配布します。

(6) 申請内容に係る調査

①提出いただいた申請書類について、ヒアリングを実施します。

②申請者が多数となった場合、書類による1次審査を通過した申請者のみヒアリングを実施します。

③ヒアリングの日程等については別途通知します。

(7) その他

- ①提出いただいた申請書類は返却いたしません。
- ②申請書類の作成等に係る費用は、申請者の負担といたします。
- ③提出いただいた申請書類の個人情報は、指定管理者の選定にのみ使用いたします。
- ④現地説明会に参加できなかった場合や、参加できたが他に知りたい内容がある場合などの時は上記（５）の④連絡先までご相談ください。

対馬市CATV施設
指定管理業務仕様書

対 馬 市

対馬市CATV施設 指定管理業務仕様書

（目的）

第1条 この対馬市CATV施設指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、対馬市CATV施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、対馬市情報センター条例（以下「条例」という。）に、必要な事項について定める。

（優先順位）

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載される事項は、この仕様書に優先するものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第3条 対馬市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等をもって、自らの創意工夫により良質な放送サービスを提供するとともに、効率的かつ有効的な施設の運営を図り情報化社会に適応した明るく住みよいまちづくりに貢献するものである。

（指定期間）

第4条 指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日とする。

（管理に要する経費）

第5条 施設の運営及び管理にかかる経費は、指定管理料、サービス利用料金、施設使用料金及び指定管理者が自ら行うサービスの収入をもって充てる。

（法令等の遵守）

第6条 指定管理者は、次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 放送法
- (2) 電気通信事業法
- (3) 電波法
- (4) 対馬市情報センター条例及び同施行規則
- (5) 対馬市CATV施設使用料の減額及び免除に関する規則
- (6) 対馬市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (7) 対馬市個人情報保護条例及び同施行規則
- (8) 対馬市情報公開条例及び同施行規則
- (9) その他関係法令及び管理運営に適用される法令

（管理物件）

第7条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

（業務の範囲）

第8条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務及び別表2のとおりとする。

- (1) 施設の維持管理及び運営に関する業務
 - ア 加入者管理業務（新規加入・脱退等含む）
 - ・ 加入契約業務

- ・契約情報管理業務
- ・課金管理業務
- ・情報管理（セキュリティ管理）業務
- イ 料金収納業務
 - ・利用料集金業務（一部費用は NTT 西日本へ支払うこととする。）
 - ・未収金督促業務
- ウ 関係省庁への申請・報告業務
 - ・放送事業報告業務
 - ・電気通信事業報告業務
 - ・関係法令申請・届出業務（資料作成・提供のみ）
 - ・その他関係報告業務
- (2) 加入推進業務
 - ア サービス告知業務
 - ・CATVの活用と理解・協力へのPR活動
 - イ メディアリテラシー向上に向けた業務
 - ・メディアリテラシー向上に向けた活動
 - ・その他、ケーブルテレビの活用に関する講演会等の企画、運営、実施
- (3) カスタマサービス業務
 - ア コールセンター業務
 - ・放送関連の故障、不具合及び問合せ等への対応業務（365日、24時間）
 - イ 保守修理業務（費用分担は別表2及びリスク分担表のとおり）
 - ・放送関連の故障、不具合等への修理・改修業務
- (4) 有線放送業務
 - ア 自主放送業務
 - ・コミュニティ番組制作、放送業務（取材・編集・管理）
 - ・定例議会、臨時議会本会議生中継、録画放送業務
 - ・市長選挙、市議会議員選挙開票生中継放送業務
 - ・官公庁からの文字放送業務
 - ・行政情報番組制作、放送業務
 - ・各種権利処理業務（著作権、肖像権、複製権、公衆送信権等）
 - ・番組審議会運営業務
 - イ 再送信放送業務
 - ・地上デジタル放送再放送業務
 - ・BS放送再放送業務
 - ・番組配信業者との契約、交渉に関する業務
 - ウ 付加価値放送業務
 - ・データ放送運営業務
 - ・電子番組表運営業務
 - エ 各種業界団体連携業務

- ・日本ケーブルテレビ連盟
- ・長崎県CATV協議会
- ・長崎県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会
- オ 映像デジタルアーカイブ業務
 - ・映像整理、管理業務
- (5) 設備管理・運用・保守業務
 - ア センター・受信点の各設備管理・運用・保守業務
 - ・電源品質保守管理業務
 - ・発電機定期保守管理業務
 - ・無停電電源設備定期保守管理業務
 - ・落雷、停電、災害時等の機器管理及び復旧業務
 - ・センター機器室内環境温度管理業務
 - ・センター系空調機定期清掃、保守業務
 - ・受信点電波品質監視、保守業務
 - イ スタジオ・編集室設備管理・運用・保守業務
 - ・映像送出状況24時間365日監視、保守業務
 - ・受信系光アンプ及びチャンネルプロセッサステータス監視、保守業務
 - ・取材系機材資産管理、運用、保守業務
 - ・送出系機材資産管理、運用、保守業務
 - ・編成、編集資産管理、運用、保守業務
 - ・貯蓄映像資産管理、運用、保守業務
 - ・貯蓄映像資産製作著作権管理業務
 - ・スタジオ機器管理、運用、保守業務
 - ウ 各種サーバー管理・保守業務
 - ・各種サーバーの監視、データ管理、運用、保守業務
 - ・システムダウン時の緊急対応業務及びシステム復旧業務
- (6) 設計支援業務
 - ア ケーブルテレビ放送の企画、設計支援
 - イ 放送及び通信等に関する新技術、新規格の検討、推進
- (7) 事業企画・設計・運營業務
 - ア ケーブルテレビ運營業務の企画、運營業務
- (8) 施設の管理運営上甲が必要と認める事業
 - ア 乙が新たに行おうとする自主事業（甲の承認を得たもの。）
 - イ その他、甲が必要と認める事業

（資格要件）

第9条 指定管理者は、前条に規定する業務を行うため、次の資格及び技術と運営実績を有するものを配置すること。

- (1) CATV総合監理技術者
- (2) 第三種陸上特殊無線技士

- (3) (一社)日本ケーブルテレビ連盟の正会員であること。(法人登録に限る。団体の場合は、代表者の登録でも可)

(リスク分担)

第10条 業務に関するリスク分担については、別表3のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場合は、対馬市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第11条 対馬市は、第8条で定める業務を行うために必要な管理物品のうち備品等(以下「備品等(I種)」という。)を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等(I種)を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等(I種)が業務実施の用に供することができなくなった場合、対馬市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により備品等(I種)を毀損又は滅失したときは、対馬市との協議により、必要に応じて修理、補修又は対馬市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第12条 管理運営において、備品等に記載の無い管理物品が必要となった場合、対馬市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。

- 2 指定管理者は貸与備品等(I種)のほか、必要に応じて備品等を購入し、又は調達して、業務の実施のために供することができるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により購入し、又は調達した備品等(以下「備品等(II種)」という。)と貸与備品等(I種)を区別するため、適当な方法により指定管理者による購入又は調達備品等(II種)である事を表示するものとする。
- 4 前項の備品等(II種)の修繕については、指定管理者の負担とする。

(備品等の帰属)

第13条 貸与した備品及び対馬市が指定管理者に購入を指示、若しくは施設の機能として必要な備品(経年劣化等による更新、修繕を含む)等(I種)は、対馬市に帰属し、指定管理者が任意に購入した備品等(II種)は、指定管理者に帰属する。なお、指定管理者が任意調達した備品(II種)については、指定期間終了時に指定管理者の自己の費用及び責任において撤去することとする。ただし、対馬市が承認した場合は、この限りではない。

(管理物件の修繕等)

第14条 管理施設の改造、増築、移設及び設備の更新については、対馬市が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理物件の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては、対馬市が負担するものとする。

管理物件のうち機器等の修繕については、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては、対馬市が負担する

ものとする。

ただし、災害等に起因した物件の修繕については、対馬市が全額を負担するものとする。
(業務等の引継ぎ)

第15条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

- (1) 令和9年3月31日以前に対馬市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業
- (2) 本協定（指定管理業務）の実施に必要な一切の事業及び継続業務
(施設の引き継ぎ等)

第16条 次の事に留意して円滑な引継ぎを行うものとする。

- (1) 令和9年4月1日から管理開始が円滑に行えるように市及び指定管理者等による引継ぎ打合会の実施や加入者への説明を積極的に行うものとする。
- (2) 引継ぎに要する費用については、新たに指定を受けた事業者の負担とする。
- (3) 対馬市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (4) 料金収納業務において、料金収納方法（口座引落とし、クレジットカード決済、電子決済、集金等）の決裁方法については、指定管理者が利用者負担及び金融機関等と契約を結び構築するものとし、令和9年3月31日以前の指定管理者から利用者及び金融機関等との決済契約を引き継ぐことはできないものとする。

(その他)

第17条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

また、本指定管理期間中に必要となる指定管理料は、下表を参考に算出した提案内容に基づく金額を参考とするが、契約数が不透明であることから、本市と受託者で協議し、年度協定により見直すこととする。このことから、指定管理料算出のため、指定管理者は収支決算状況を詳細に整理し、対馬市から依頼があった場合は速やかに相当する資料の提出又は提示を行うこと。

なお、提出する資料は都度決定することとし、資料の取扱いは、受託者の利益を損なう恐れがある場合は情報公開の対象としない。非公開とする資料は、指定管理者が資料提出時に資料内に非公開とする旨記載すること。

3 本指定管理期間内に、業務内容や費用分担を変更する必要がある場合は、協議を申し出ることとする。なお、協議によって合意した内容は必要に応じ、覚書を取り交わすこととする。

別表 1 管理施設

名 称	位 置
センター	対馬市美津島町雞知甲550番地2
受信所	対馬市厳原町北里大多羅無番地
	対馬市美津島町箕形82番地1

規模

種 別	名 称	数 量	単位	備 考
区域		対馬市内	式	対馬市全域
対象世帯		14,317	世帯	令和8年8月末時点
センター設備	センター	1	箇所	
受信点設備	デジタル受信点設備	2	式	受信点

サービス関連システム

種 別	名 称	数 量	単位	備 考
放送関連	地デジ再放送システム	11	ch	
	デジタル自主放送番組システム	1	ch	
	デジタル多チャンネルシステム	10	ch	B S 放送

放送系システム

種 別	名 称	数 量	単位	備 考
ヘッドエンド	デジタル受信チャンネル（数）	11	式	
	デジタル自主チャンネル（数）	1	式	データ放送含む
	F Mチャンネル（数）	2	式	
自主放送設備	スタジオカメラレコーダ	2	式	
	操作卓	1	式	
	番組編集装置	1	式	
	文字図形作成装置	1	式	
	静止画送出装置	1	式	
	番組自動送出装置	1	式	
	制作用・再送信用モニター装置	1	式	

別表 2

(業務及び費用負担)

表の項目欄に係る費用については、原則として甲乙欄に○印がついた者が負担する。

項 目	甲	乙	備 考
新設加入受付業務	○	○	
加入者移設・脱退等受付業務		○	
基本利用料金徴収業務		○	
同上減額及び免除に関する業務	○	○	
運営状況報告（九州総合通信局）	○	○	
再放送同意関係業務	○	○	
施設電気料	○		
各種協議会関係業務		○	会費等は乙の負担
著作権協会関係		○	
（自主番組関係）			
番組編成全般	○	○	
自主番組作成・放送業務		○	
電子回覧板作成・放送（データ放送）	○	○	
番組審議会関係業務	○	○	
データ放送業務		○	
EPG関連業務		○	
（センター設備関係）			
設備・機器の保守管理		○	日常監視のほか月1回の定期点検
同上修理	○	○	リスク分担表参照
施設電気使用料	○		
発電機エンジン燃料費		○	
高圧受電設備の保守管理		○	別途外部業者と委託契約(保守内容は契約書のとおり)
同上業務委託料		○	
（受信点関係）			
受信点保守管理		○	日常監視のほか月1回の定期点検
受信設備電気使用料	○		
設備修理	○	○	リスク分担表参照
国有財産使用許可（貸付）更新	○		国有林内作業許可含む
同上使用料	○	○	国有林野貸付料

別表 3

リスク分担表

(施設使用料等のある施設)

No.	種 類	内 容	負 担 者	
			市	指 定 管理者
1	物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増加(収入の減少)		○
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増加(収入の減少)		○
3	法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
4	税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		一般的な税制変更		○
5	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理業務の内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外の事項	協議による	
6	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	○	
7	不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備等の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8	施設・設備等の損傷(改修・維持補修等)	指定管理者の故意又は過失による施設・設備・備品の損傷		○
		施設・設備等の設計・構造上の原因によるもの	○	
		経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等のうち、一件の修繕料が50万円未満のもの(建築物等は20万円未満)		○
		経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等のうち、一件の修繕料が50万円以上のもの(建築物等は20万円以上)	○	
9	メンテナンス	施設機能の維持に対するメンテナンス(浄化槽維持管理、消防設備点検、自家用電気工作物保安点検)		○
		施設備品に対するメンテナンス(消耗部品の補充等を含む)		○
10	保険の加入	施設に対する火災保険の加入	○	
		施設運営上の傷害保険、賠償保険等		○
11	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰する事由により、第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外のもの	○	
12	安全衛生管理	施設運営に伴う安全衛生管理		○
13	労務災害	業務従事者の労務災害等		○
14	セキュリティ	指定管理者の管理不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
15	事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合、又は期間中途における事業者の撤収にかかる費用		○
16	その他	協定書、リスク分担表等に定めがない事態が生じた場合	協議による	

○印がリスク負担者